

自主調査の結果の指定の申請

Q28

自主調査の結果、土壤汚染が見つかりませんでした。行政へ申請することで法の調査として認められますか？

土壤汚染対策法の義務や命令によらずに実施された土壤汚染調査の結果については、土地所有者の申請に基づいて要措置区域等に指定され、法の規制の枠組みに組み込まれる任意規定がありますが(Q27参照)、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準へ適合しないものと考えられる場合であって、土壤汚染状況調査を省略せずに実施した場合については基本的に土壤溶出量基準又は土壤含有量基準の不適合が認められた場合がその対象となります。御質問のような自主的に実施された土壤汚染の結果、すべての試料について土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していた場合については、この規定は適用されず、都道府県等へ届け出ても土壤汚染対策法の調査としては認められません。

一方、土壤汚染対策法では都道府県に対して土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供についての努力義務を課しています。都道府県等に対して収集等が求められている土壤汚染情報には、土壤汚染の有無によらず自主的に実施された土壤汚染調査の結果も含まれています。土壤汚染が確認されなかった自主調査の結果については土壤汚染対策法の調査として認めもらうことはできませんが、前述した都道府県等の努力義務の規定や施行通知における当該努力規定に関する記述を根拠に、法と同レベルの調査結果として認めもらうことを交渉する余地があるものと考えます。